

亀山市条例第29号

亀山市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 議会運営及び議員活動の原則（第4条—第7条）
- 第3章 市民と議会の関係（第8条）
- 第4章 議会と市長の関係（第9条—第13条）
- 第5章 議員間の自由討議（第14条）
- 第6章 政務調査費（第15条）
- 第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第16条—第18条）
- 第8章 議会の改革及び体制の整備（第19条—第21条）
- 第9章 最高規範性及び見直し手続（第22条、第23条）
- 第10章 雑則（第24条）

附則

選挙で選ばれた議員により構成される亀山市議会（以下「議会」という。）は、同じく選挙で選ばれた市長とともに亀山市の代表機関を構成する。

日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。

議会には、市長との緊張関係を保ち、市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行うとともに、政策形成機能についても更なる充実を図ることが求められている。

議会と市長には、亀山市として最良の意思決定を導くことで、その活力ある発展及び市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられている。

地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会には、これまで

以上にその持てる権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。

議会は、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点である。そのためには、対話を通じ市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由かつ達な討議をとおして明らかにし、公開する等信頼される議会の運営に取り組まなければならない。

以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに「亀山市議会基本条例」を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価を行うこと。
- (2) 議案の審議又は審査のほか、政策の立案及び提言に取り組むこと。
- (3) 積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (4) 新しい地方自治の進展に的確に対応するため、議会改革を推進すること。

(定義)

第3条 この条例において「市民」とは、市内に在住、在勤、

又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

第2章 議会運営及び議員活動の原則

(議会運営の原則)

第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。

2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。

3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。

4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。

5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。

7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。

(議員の役割、責務等)

第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。

2 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。

3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しな

ければならない。

- 4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努めるものとする。

(議員研修の充実及び強化)

第7条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図るものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民の参画)

第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。

- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

- 4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

- 5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。

第4章 議会と市長の関係

(議会及び議員と市長等との関係)

第9条 議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。

2 議長から、議会の本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

(市長の提案説明)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較及び検討
- (4) 市民参画の実施の有無とその内容
- (5) 亀山市総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

(議会の議決事件)

第11条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の法第2条第4項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の変更（軽微なものを除く。）又は廃止
- (2) 基本構想に基づく基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止

(行政の監視及び評価)

第12条 議会は、市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及びその評価を明らかにする責務を有する。

(政策の形成及び提言)

第13条 議会は、条例の制定、議案の修正及び決議等を通じて、市長その他の執行機関に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

第5章 議員間の自由討議

(議員間の自由討議)

第14条 議員は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、積極的に議員相互間の自由討議に努めるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第15条 会派(亀山市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年亀山市条例第5号。以下この条において「条例」という。))第2条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。)は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。

2 会派は、政務活動費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。

3 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第16条 議員は、市民の厳粛な信託を受けたことを自覚し、市民全体の代表者として常に良心と倫理性をもって努めなければならない。

(議員の定数)

第17条 議員の定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員の定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮するとともに、類似自治体の議員の定数と比較及び検討して定めるものとする。

(議員報酬)

第18条 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年亀山市条例第37号)で定める議員報酬の改正を提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点、他市との比較、市政の現状及び将来の展望を十分考慮し、専門的知見等を十分に活用し、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。

第8章 議会の改革及び体制の整備

(議会改革推進会議)

第19条 議会は、継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置く。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第21条 議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第9章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図らなければならない。

(条例の検証及び見直し手続)

第23条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

第10章 雑則

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 8 月 20 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日条例第 23 号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）附則第 1 条本文に規定する政令で定める日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日条例第 3 号）

この条例中目次の改正規定、第 6 章の章名の改正規定及び第 15 条の改正規定は平成 25 年 3 月 1 日から、第 8 条第 3 項及び第 17 条の改正規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。